

事案の詳細について

第1 事案の詳細

関西電力株式会社は、令和4年12月26日受渡分、令和5年9月20日受渡分、及び、同月21日受渡分のスポット市場取引において、供給力の確保、及び、電源の経済差し替えを目的として買い入札を行った際、同社内のシステムにおいて本来意図していたものとは異なる過剰な量の入札案が策定されましたが、同社は当該過剰な買い入札案に気付かないまま、上記3日間で合計約51.7GWh分の過剰な買い入札を実行しました。過剰な買い入札が行われたコマは3日合計で33コマに及び、影響を与えたエリアは、合計9エリアであることが確認されました。また、過剰な入札量は、本来予定していた買い入札量の最大約21.4倍に及ぶものでした。

当委員会の調査によれば、過剰買い入札が行われたいずれの日においても、スポット市場の約定価格に影響が生じており、とりわけ、令和5年9月21日受渡分については、一定の試算に基づけば、コマによっては最大30円/kWh程度約定価格（関西エリアプライス）を上昇させ、システムプライスについても最大27円/kWh程度上昇させたことが確認されました。なお、当該コマにおいて適切な入札がなされた場合の関西エリアプライスの約定価格に比べて、約定価格を約2.5倍上昇させたと考えられます。

また、上記の過剰な買い入札に加えて、同社は、令和5年9月21日受渡分について、本来出力抑制が必要ない発電機があったにもかかわらず、出力抑制が必要なものと誤って認識したために合計21コマについて出力抑制を登録し、約1.1GWhの余剰全量の市場供出を行っておりませんでした。この点に関して、一定の試算に基づけば、上記売り入札が適切に実施されていた場合に比して、上方に最大で2円/kWh程度、関西エリアプライスへの影響が生じたことが確認されました。

このように同社が誤入札を行ったことについて、当委員会としては、

- ① 同社は、複数回にわたって大量の過剰買い入札を行った上、同日に余剰全量を市場に供出しなかったなど、同社のスポット入札業務への対応はこれまで発生した他の誤入札事案とは同一視できない程度にずさんなものであったこと、
- ② 同社のスポット市場において占める売買入札量の大きさや、令和3年から令和5年にかけて頻発した誤入札を受けて、監視等委事務局が各社向けに注意喚起を二度にわたって行っていたこと等に鑑みれば、同社には、誤入札を生じさせないように体制等を整備すべき高度の注意義務があったにもかかわらず、これを尽くさず本来予定していた買い入札量の最大21.4倍にも及ぶ量の過剰な買い入札を行ったことには重大な過失があること、
- ③ 過剰な買い入札によってスポット市場の約定価格を最大で約2.5倍の価格に上昇させるなど、スポット市場に著しく重大な影響を生じさせたこと

等からすれば、同社の誤入札については、電力の適正な取引の確保の観点から、業務改善勧告を行うことが相当と判断しました。

第2 勧告の内容

令和4年12月26日、令和5年9月20日、及び、同月21日に発生した過剰買い入札及び余剰全量供出の未達の事案を踏まえ、以下をはじめとする、再発防止に向けて必要な措置を速やかに講じる計画の立案を行い、令和6年1月31日（水）までに、当委員会に対し、当該計画、及び、同日までに講じた措置があればその内容を文書で報告すること。また、当該計画の進捗状況を定期的に当委員会に報告すること。

- （1）誤入札が生じるリスクを最小化するための入札に係る体制の見直し
- （2）規程・マニュアル類の必要な改訂
- （3）大規模発電事業者として市場に重大な影響を与えうる地位にあること、及び、卸電力市場の信頼性を低下させうる行為を防止すべき注意義務を負うことを認識した上で、役職員を含む社員の意識改革を図るための措置

以上